

財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告

神戸市監査委員	細	川	明	子
同	大	澤	和	士
同	福	本	富	夫
同	菅	野	吉	記

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和6年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

I 監査の概要

1 監査の対象

下記の財政援助団体等における出納その他の事務で、主として令和5年度執行の事務

(1) 出資団体

団体名	出資金総額 (うち市総額)	資本金等 (市比率)	総職員数 (うち市派遣)
神戸市道路公社	24,933,030 千円 (24,933,030 千円)	24,933,030 千円 (100%)	55 人 (37 人)

*令和6年8月時点

(2) 債務保証団体

団体名	事項	保証額	期間
神戸市道路公社（再掲）	神戸市道路公社債務保証	15,255,334 千円	令和15年度まで
	有料道路整備資金貸付債務保証	138,208 千円	令和8年度まで

(3) 公の施設の指定管理者

団体名	指定管理施設名称	指定管理期間	指定管理料等*1
神戸市立海外移住と文化の交流センター共同事業体*2	神戸市立海外移住と文化の交流センター	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	49,337 千円 － 千円
TRC&長谷工 meet BACH*3	こども本の森神戸	令和4年4月1日～ 令和9年3月31日	43,608 千円 － 千円

*1 指定管理料等欄は、上段に指定管理料、下段に利用料金収入等を記載

*2 共同事業体：(代表者) 株式会社カワサキライフコーポレーション、一般財団法人日伯協会、特定非営利活動法人関西ブラジル人コミュニティCBK、C. A. P. (特定非営利活動法人芸術と計画会議)

*3 共同事業体：(代表者) 株式会社図書館流通センター、株式会社長谷工コミュニティ、有限会社バッハ

2 監査の期間

令和6年8月20日～令和7年3月26日

3 監査の方法

監査は、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

Ⅱ 監査の結果

1 神戸市道路公社（出資団体、債務保証団体）

神戸市道路公社（以下「公社」という。）は、高度経済成長期の急激に増大する交通需要に対し、道路の整備状況が著しく後れを取っていた社会的背景のもと、有料道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、市内幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的として、昭和46年4月に設立された。

公社の有料道路の事業手法は、道路整備特別措置法に基づき、借入金及び出資金で道路を建設し、建設費や借入金利息、維持管理費等のすべての費用を料金徴収期間における料金収入で賄う制度であるとともに、料金等収入と管理等費用の差額は償還準備金として費用計上されるため、有料道路の事業手法に基づく事業においては、会計上の当期利益は発生しない。

公社の管理事業は、六甲3路線（六甲・六甲北・六甲北2期）、西神戸の各有料道路及び荒田公園、三宮中央通り、大倉山、箕谷の各駐車場である。

神戸市は公社の金融機関からの長期借入金について債務保証を行っており、令和5年度末の債務保証残高は153億9,354万円、その内訳は、神戸市道路公社債務保証152億5,533万円、有料道路整備資金貸付債務保証1億3,820万円である。

また、この金融機関からの長期借入金のほか、神戸市からも長期貸付を行っており、令和5年度末の借入金総額は169億4,143万円となっている。

令和6年度に有料道路事業変更を行っており、料金徴収期限は令和25年度まで延長している。

今後も老朽化を迎える各路線の安全性に注視しながら、同時に償還準備金の積立てを進めるため、利便性の向上やさらなる利用促進による収入増とあわせて経費節減に引き続き取り組み、一層の収支改善に努められたい。

監査の結果、公社の出納及びその他の事務について、改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

特に今回の監査においては、会計処理に関する懸念点が多数あった。会計の専門的な視点も入れて、事務手順の整備及び会計処理に関するマニュアル等の適正化を図るとともに、意識の変革を促す内部統制の強化を図り、外部に対する説明責任を果たされたい。

○ 指 摘 事 項

(1) 適正な会計処理を行うべきもの

ア 会計規程に基づく会計処理について

光熱水費や電話代等において、引落日の属する月で費用計上していた。公社会計規程第4条において「その原因となる事実の発生した日の属する事業年度とし、その日を決定するこ

とが困難であるときは、その原因となる事実を確認した日の属する事業年度とする」、第6条第3号には「損益計算書は、公社の経営成績を明らかにするため、当該事業年度中に発生したすべての収益及びすべての費用を記載」と定められている。

光熱水費や電話代等は、1か月間の料金を翌月に支払うこととなっていることから、土休日と重なった場合に引落日が翌営業日になる性質上、年度によって13か月分計上されたり11か月分しか計上されなかったりといったことが起こり、期間損益計算をゆがめることになる。

光熱水費や電話代等について、会計規程に基づき12か月分の費用となるよう経費計上すべきである。

イ 費用計上を適正に行うべきもの

道路や事務所等の光熱水費及び電話代について、同じ口座からの引落とし払いを行っている。令和5年8月分について、会計科目「業務管理費・道路業務管理費・事務諸費」の内光熱水費の前渡金支払（口座入金）額が不足したため、光熱水費としての精算は前渡金支払額までとし、不足額は電話代として精算していた。

それぞれの費目でかかった費用を正しく把握する観点から光熱水費と電話代の費目を分けて運用しているのであれば、費用計上は適正な費目で行い、精算すべきである。また口座引落とし払いの場合、引落としをする予定額の通知があるため、事前に把握することで前渡金支払額を調整するなど、再発防止策を検討すべきである。

前渡金精算内訳書（8月分公共料金）（抜粋）

業務管理費 道路業務管理費	前渡金額	支出額	差引	精算額	戻入額
事務諸費 光熱水費	400,000	481,877	△81,877	400,000	0
事務諸費 電話	2,000,000	722,829	1,277,171	804,706	1,195,294
計	2,400,000	1,204,706	1,195,294	1,204,706	1,195,294

(2) 内部統制機能の構築及び運用すべきもの

内部統制及びリスク管理の面で構築を要する以下のような事例があった。

ア 契約の方法について

特注駐車券、ジャーナル・領収書、インクリボンの物品供給契約（単価契約）について、令和5年度の総支払額は会計規程第72条（契約の方法）第1項第1号に定められている「随意契約の方法によることができる」額の範囲内ではあったが、経費総額（単価に予定数量を乗じて得られる総額）を決裁に明記せず、見積合せ（随意契約）を行っていた。

担当課に確認したところ「単価契約に係る事務マニュアルはない」とのことであったが、決裁者は判断に必要な情報が決裁に盛り込まれているか確認の上、決定すべきである。

また事務の効率化を図るためにも、所管課向けの事務手引書の作成や会計規程の解釈を補足した運用通知を発するなど周知を検討されたい。

イ 出納事務のチェック体制の強化について

各料金事務所の料金徴収機器用コピー用紙の代金 88,000 円（税、振込手数料込）を口座振込により令和 5 年 5 月 19 日に支払っていた。当該事業者への支払方法が、口座振込から口座振替（自動引落し）に令和 4 年 4 月から変更されていたことを公社内で周知されておらず、また請求書には「5 月 20 日に御指定の口座より振替」と記載があったが、支出決裁されていた。当該事業者から二重払いの連絡を受け、納付書による返金手続き（振込手数料を除いた納付額 87,230 円）を行っていた。

適正な出納事務を行っているか確認の上、決裁すべきである。出納事務のチェック体制の強化を図り、再発防止策を構築すべきである。

ウ 納入遅延への対応について

公社職員の作業用被服（夏用上着・ズボン、冬用上着・ズボン、長袖ポロシャツ）の購入について、納入期限を令和 5 年 6 月 12 日とした三者による見積合せを実施し、同納入期限で「物品購入等発注書」により令和 5 年 5 月 12 日に発注していたが、納入期限を令和 5 年 8 月 31 日に課長印により訂正し、支払いを行っていた。

契約後の納入期限の変更は、見積合せの公正性を損なわないよう、納入業者からの納期限の延長を求める理由を精査し、契約相手方に責がないと認められるかどうか、または延滞違約金を徴収するかの判断を決裁すべきである。

また、今後も職員への被服の貸与が滞ることのないように、発注時期や被服毎に納期を見直すなど再発防止策を検討されたい。

○ 意 見

(1) 契約の履行確認、請求内容の確認について

公社では、労働保険・社会保険の手続き等を業務委託し、その契約書の別表では、給与計算業務の報酬額について「毎年 4 月の従業員数により 1 年間同額徴収」となっているが、令和 6 年 5 月支払分から誤払いが毎月発生し、翌月精算払いを 9 月支払分まで行っていた。契約書第 3 条において「報酬の支払いは毎月指定日に指定口座からの自動振替とする」と定められており、公社には事業者から事前に請求額の通知等はなく、自動振替額に誤りがあった場合は公社から事業者へ指示を行い、翌月精算で対応しているとのことであった。

自動振替額誤りにより事務が煩雑となっているため、事前に業務内容と振替予定額の通知を事業者を求めるなど再発防止策を検討し、適切な事務処理に努められたい。

2 神戸市海外移住と文化の交流センター共同事業体（神戸市海外移住と文化の交流センター 指定管理者）

1868年（慶応3年）の神戸開港より、神戸は多くの人や物が集まる諸外国への玄関口として発展し、海外との交流が活発に行われてきたが、中南米諸国を中心とする日本からの海外移住の拠点としても大きな役割を果たしてきた。1908年（明治41年）に最初のブラジル移民船「笠戸丸」が神戸港を出港して以来、神戸港から約25万人の移住者がブラジルを中心とした中南米諸国へと旅立っていった。

神戸市立海外移住と文化の交流センター（以下「施設」という。）は、海外移住の歴史及び意義の継承、地域に在住する外国人等との交流並びに国際的な芸術の交流を通じて、多様な文化が共生するまちづくりに資することを目的として、平成21年6月に開設された、以下の3つの機能を併せ持つ複合施設である。

- ①希望と未知への船出の広場（移住ミュージアム機能）
- ②多文化との共生の広場（在住外国人支援機能）
- ③芸術を生かした創生の広場（国際芸術交流機能）

<施設の概要>

所 在 地：神戸市中央区山本通3丁目10番8号

敷地面積：3,586.59㎡ 延床面積：4,052.97㎡

構 造 等：本館 鉄筋コンクリート造 地上5階建、別館 鉄筋コンクリート造 地上1階建

入館者数：令和5年度51,704人（令和4年度45,258人）

指定管理に係る出納その他の事務について監査した結果、条例、指定管理協定書（以下「協定書」という。）等に従っておおむね適正に管理運営されているものと認められたが、事務の一部について、下記のような改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

指摘事項や意見として掲げている項目には、指定管理者制度そのものの理解が指定管理者に不足していることが要因と考えられるものも多数含まれるため、神戸市所管局は指定管理者に依存することなく、更なる指導・周知に責任を持って取り組まれない。

○ 指 摘 事 項

(1) 指定管理者と神戸市所管局の連携強化を図るべきもの

指定管理施設の運営状況について、指定管理者と神戸市所管局の間で、情報交換や確認が十分にできていなかったため、指定管理者応募要領や協定書（以下「応募要領等」という。）に基づく適正な事務処理が行われていない以下のような事例があった。

ア 再委託の事前承諾を行うべきもの

指定管理者は、協定書第12条（再委託等の制限）に基づき、神戸市の承諾を得て、施設保全業務の一部を第三者に再委託しているが、設備保守点検のうち、電話通信設備定期点検

(月 1 回)については、神戸市の承諾を得ていなかった。

指定管理者は、協定書に基づき適正に申請を行い、神戸市の承諾を受けるべきである。神戸市所管局は、適正な事務処理が行われるよう指定管理者を指導するとともに、当該契約の内容を確認すべきである。

イ 物品の管理及び異動を報告すべきもの

令和 5 年度事業報告書、修繕費予算管理一覧において、「10 月 5 日サイネージモニター入替 175,000 円」と記載があったが、神戸市所管局の「物品管理簿」には記載されていなかった。また、施設内に物品管理簿（以下「管理簿」という。）を備えていなかったため、物品の整理及び管理ができる状況ではなかった。

指定管理者は、協定書に基づき、管理簿を備え、その保管に係る物品を整理及び管理し、異動のあった際には、神戸市所管局に報告すべきである。神戸市所管局は、指定管理者に購入及び廃棄等の異動について報告させるとともに、神戸市物品会計規則に基づく物品管理簿に記載すべきである。また、指定管理者に対して備品番号票の貼付等により明示させ、神戸市に属する物品を特定、把握すべきである。

ウ 使用料を専用口座へ日々入金すべきもの

指定管理者は、貸館及び駐車場使用料を専用口座へ毎週 1 回入金しているが、日々入金はされていなかった。協定書第 8 条第 3 項で「乙（指定管理者）は使用料（手数料等）を収納したときは、その経理を明らかにするとともに、収納金は、第 6 条第 2 項に規定する専用口座に、日々（金融機関の休業日のときは翌営業日）入金しなければならない」と定められている。

平成 25 年度財政援助団体等監査においても、同指定管理者に対し「使用料を約 1 月分まとめて専用口座に入金しており、また期日を経過して市へ払い込まれていた」と指摘している。

日々の管理をマニュアル化するなど、改善が図られていたが、指定管理者は、協定書に定められたとおり、収納した使用料を日々入金すべきである。神戸市所管局は、指定管理者の日々の収納状況や適正な現金管理が行われているか検証を行い、実態に沿った運用を検討されたい。

エ 指定管理業務に係る経費を適正に計上すべきもの

応募要領等に基づき目的外使用許可を受けた施設の使用料等について、以下の事例のとおり、指定管理者が負担すべき経費を指定管理業務の経費として計上し、神戸市へ報告していた。

神戸市所管局は、指定管理者にヒアリングを行うなど事業報告書、管理費収支表及び経費明細書（以下「管理費収支表等」という。）を精査し、適正な施設利用及び区分経理が行われるよう指定管理者を指導すべきである。指定管理者は、経費を区分して管理し、適正な経費の計上を行うべきである。

【事 例】

(ア) 目的外使用で設置した自動販売機の電気料金

指定管理者は、自動販売機の設置について行政財産の目的外使用許可を受け、使用料を神戸市に支払っているが、その電気料金について、指定管理者が負担している記載は管理費収支表等になかった。応募要領「3施設について(2)目的外使用許可(2)自動販売機」には、「機器の設置に係る費用及び機器の稼働に要する電気料金は指定管理者の負担となります(略)」指定管理者は、(略)光熱水費の実費を徴収し、センター全体の光熱水費の支払いに充当することを業務として行う」となっている。

(イ) 目的外使用の駐車場料金

応募要領「16業務を行うにあたって基本的事項(9)従業員用駐車場」には「従業員用の駐車場、駐輪場はありません」となっており、また施設は、従業員用の駐車場が必要な施設ではないため、指定管理者は、従業員用駐車場の目的外使用許可を受け、神戸市へ使用料を支払っているが、その経費の一部を指定管理業務の経費として計上していた。

○ 意 見

(1) 指定管理業務の整理と周知について

指定管理業務とそれ以外の業務の区分整理について、指定管理者の認識誤りや神戸市所管局の確認不足による以下の事例があった。神戸市所管局は、必要に応じて実地調査やヒアリングを行うなど施設の管理運営の実態及び課題を把握し、指定管理業務の適切な範囲を整理し、指定管理者へ指導及び指定管理者制度のさらなる周知に努められたい。

ア 区分経理について

管理費収支表等に、以下の経費が指定管理業務の経費として計上されていた。

神戸市所管局は、事業報告書の精査及び適切な指定管理業務の範囲を整理し、指定管理者への指導に努められたい。

【事 例】

(ア) 指定管理業務の履行保証保険料

(イ) 親睦のための催しの費用

イ 指定管理施設の適切な使用及び事務処理について

貸館事業の対象施設に係る指定管理者の使用について、指定管理業務とそれ以外の業務の区分整理ができていないため、応募要領等に基づいた手続きが行われていない優先使用、神戸市に事前承諾を受けていない使用料の免除等が散見された。

神戸市所管局は、応募要領等に基づく適切な施設利用及び事務処理が行えるよう指定管理者への指導に努められたい。指定管理者は、施設使用に係る事業内容、区分を明確にし、適切な事務手続きを行い、一般の施設使用希望者にも配慮した施設運営に努められたい。

3 TRC&長谷工 meet BACH（こども本の森神戸 指定管理者）

令和元年9月、建築家の安藤忠雄氏からの寄附の申出により誕生した「こども本の森神戸」（以下「施設」という。）は、子どもたちが良質で多様な本や芸術文化及び歴史に触れあえる環境を提供し、豊かな感性と想像力を育むとともに、慰霊と復興のモニュメントに隣接する立地を生かし、震災の教訓から命の大切さを学べる場とするために令和4年3月に開設された。

<施設の概要>

所在地：神戸市中央区加納町6丁目1番1号（東遊園地エリア）

構造等：鉄筋コンクリート造 地上2階建

建築面積：651.26㎡ 延床面積：564.26㎡

主要施設：閲覧室、会議室、休憩室、授乳室、エントランスホール

入館者数：令和5年度75,659人（令和4年度75,622人）

蔵書数：約17,000冊（令和5年度末現在）

開館時期：令和4年3月

指定管理者が行う業務は、施設の運営業務、施設の維持管理業務である。

指定管理に係る出納その他の事務について監査した結果、条例、指定管理協定書（以下「協定書」という。）等に従っておおむね適正に管理運営されているものと認められたが、事務の一部について、下記のような改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

○ 指 摘 事 項

(1) 神戸市所管局と指定管理者の連携強化を図るべきもの

指定管理施設の運営状況について、指定管理者と神戸市所管局の間で、情報交換や確認が十分にできていなかったため、指定管理者応募要領や協定書に基づく適正な事務処理が行われていない以下の事例があった。

ア 再委託の事前承諾を行うべきもの

指定管理者は、協定書第12条（再委託等の制限）に基づき、神戸市の事前承諾を得て「施設管理業務」の一部を第三者に再委託しているが、承諾のない以下の事例があった。

【事 例】

(ア) Webページ保守管理業務を第三者に再委託していた。

(イ) 再委託承諾を得ている「消防用設備点検等業務」の一部を第三者に再々委託していた。

指定管理者は、協定書に基づき、適正な申請を行い、神戸市の事前承諾を受けるべきである。神戸市所管局は、適正な事務処理が行われるよう指定管理者を指導するとともに、当該契約の内容を確認すべきである。

イ 専用口座で適正な管理を行うべきもの

指定管理者応募要領「（４）資金 管理専用口座の開設」において、「修繕費等の公金については、専用口座を設け入金管理してください。なお、専用口座は、決済用預金（預金保険法第 51 条の 2 第 1 項に規定する決済用預金）口座とします」とされているが、修繕費を専用口座で管理していなかった。

ペイオフ対策等のため精算対象である修繕費は専用口座で管理すべきである。神戸市所管局は、専用口座で適正な管理が行われるよう指定管理者を指導すべきである。

○ 意 見

（１）指定管理業務の事務手続き等の整理について

協定書業務要求水準「４．施設の維持管理業務（３）修繕」において、「１件 10 万円を超える修繕等については、事前に神戸市と協議を行い、指定管理者において実施すること」と定められているが、神戸市と協議した記録がなかった。

神戸市所管局は「10 万円を超える修繕については、事前に指定管理者より協議があり、現場確認も行った」とのことだが、修繕の理由や見積合せの有無、修繕内容についての協議記録や決裁等はなかった。

神戸市所管局は、指定管理業務が円滑にかつ事務処理が適切に行われるよう手順等を整理し、指定管理者に周知されたい。